

令和7年改正

顧問先の皆様へ

育児・介護休業法 改正ポイント 解説セミナー

[WEBセミナー]

顧問先様限定
無料開催
事前申込制

ご予約の締切りは前日までです

令和7(2025)年、4月と10月に段階的に改正育児・介護休業法が施行されます。今回の改正の特徴は「**すべての企業が従業員向けに具体的なアナウンスをしなければならなくなったこと**」。例えば、**40歳の従業員全員に、介護休業や介護保険の制度を説明しなければならないことになりました**。

経営者様、労務担当者様には、この機会にぜひご参加いただき、法律改正前の準備にお役立ていただければと思います。

講師

社会保険労務士法人びいずろうむ
特定社会保険労務士

渥美 美紗子



[講師紹介] 2010年に社会保険労務士試験に合格。印刷会社の総務、業局での人事を経て、2019年から社会保険労務士法人びいずろうむにて勤務し、多くの顧問先様の育児介護休業規程の整備に携わってきました。息子の出産後、夫婦ともに育児休業を取得した経験があります。

概要版 (30分)

2025年2月4日(火)
13:30～14:00

Web入場 13:00～

お申し込み後にzoomのURLをご連絡いたします

こんな方にオススメ!

- ・改正の全体像を把握しておきたい経営者様
- ・改正法の内容をまずはざっくり知っておきたい労務担当の方

詳細版 (90分)

2025年2月13日(木)
13:30～15:00

Web入場 13:00～

お申し込み後にzoomのURLをご連絡いたします

こんな方にオススメ!

- ・具体的に必要となる社内での対応を知りたい労務担当の方
- ・育児介護休業規程の変更すべき箇所を確認したい方
- ・育児関連の給付金について、具体的な変更点を知りたい方

セミナーの内容を
一部ご紹介します

- ・「子の看護休暇」が「子の看護“等”休暇」に。「等」の意味するところは？
- ・40歳前後の従業員に対する「介護セミナー」を、全企業が開催しなくてはならなくなる？
- ・従業員の子どもの年齢把握していますか？子が2歳の従業員に対する「両立支援制度」の説明が必須に。
- ・「保育園わごと落ち」解消に向けて、2歳までの時短勤務に対する新たな給付金。

社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目33
営業時間：9:30～17:00 / 定休日：土・日・祝日
TEL：052-753-4866 Mail：info@b-z.jp
URL：https://www.b-z.jp/



セミナーのお申し込みはアンケートフォームへ

MyKomon電子会議室でも申し込み可能

電話 052-753-4866